大阪広域水道企業団建設工事等監督職員指定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団企業長又は大阪広域水道企業団契約規程(平成31年 大阪広域水道企業団管理規程第19号)第3条第1号に規定する収支等執行者(以下「所属長」 という。)が締結した建設工事、測量及び設計業務(以下「工事等」という。)の請負契約を 適正かつ能率的に履行させるために、同規程第34条第1項に規定する監督について、その工 事等監督職員(以下「監督職員」という。)の指定方法、職務内容、受注者への通知方法等を 定めるものとする。

(監督職員の指定)

第2条 工事等を担当する所属長は、契約ごとに監督職員の指定を行い、工事等監督職員指名 書(様式第1号)を交付するものとする。

なお、監督職員を変更するときも同様とする。

- 2 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。 なお、総括監督員及び主任監督員はこれを兼ねることができるものとする。
- 3 総括監督員は課長補佐、主任監督員は主査、監督員は副主査又は技師をもって充てるものとする。

ただし、人員の配置状況や工事内容等によりやむを得ない場合はこの限りでない。

- 4 監督職員のうち少なくとも1名は、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う 水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年大 阪広域水道企業団条例第4号)第3条第1項各号のいずれかに該当する者とする。
- 5 同一工事においては、監督職員と大阪広域水道企業団建設工事検査要領第2条第3号に規 定する検査員はこれを兼ねることができないものとする。

(監督職員の職務)

第3条 監督職員の主たる職務内容(決裁区分)は、建設工事については別表1、測量及び設計業務については別表2のとおりとする。

(受注者への通知)

第4条 所属長は、第2条の規定により監督職員を指名したときは、速やかに監督職員通知書 (様式第2号)により、受注者に監督職員の氏名及び別表1または別表2の職務内容を通知 するものとする。

また、監督職員の変更が生じたときは、速やかに監督職員変更通知書(様式第3号)により受注者にその内容を通知するものとする。

(協議書による協議)

第5条 監督職員は、別表1、2に基づき受注者に対する指示、承諾又は協議を行う場合は、 別途定める協議書により処理することとする。

附 則 (平成 23 年企契第 65-7 号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年企契第 939 号)

この要領は、平成24年11月26日から施行する。

附 則 (平成 26 年企契第 652 号)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年企技第252号)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年企技第288号)

この要領は、令和 3年11月 12 日から施行する。

様式第1号

工事等監督職員指名書					
(氏名)	(現職)				
(命令内容)					
(工事等名称)	上記工事等の「監督員を命ずる。				
令和 年 月 日					
	所 属 長				

様式第2号

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者 様

所属長

監督職員通知書

令和 年 月 日付けをもって契約を締結をした次の工事(測量及び設計業務)について、 契約書第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督職員を通知します。

工事名(委託名)

工事場所 (履行場所)

記

監督職員	職	名	氏	名
総括監督員				
主任監督員				
監督員				

様式第3号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者 様

所属長

監督職員変更通知書

令和 年 月 日付けをもって通知した監督職員について、下記のとおり変更しましたので、契約書第9条第1項の規定に基づき通知します。

工事名(委託名)

工事場所 (履行場所)

記

	監督職員	職	名	氏	名
新	総括監督員				
旧	総括監督員				
新	主任監督員				
旧	主任監督員				
新	監督員				
旧	監督員				

別表1 監督職員(建設工事)の主たる職務内容(決裁区分)

第 1 総括監督員

- 1 ① 受注者に対する指示、承諾又は協議で特に重要なものの処理
- 1 ② 設計図書の特に重要なものの変更
- 1 ③ 職務内容(決裁区分)を超える場合及び適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における上司への報告
- 1 ④ 関連工事の特に重要なものの調整
- 1 ⑤ 一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における上司への報告
- 1 ⑥ 主任監督員、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の総括掌理

第 2 主任監督員

- 2 ① 受注者に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理(特に重要なものを除く)
- 2 ② 工事実施のための詳細図等で重要なものの交付
- 2 ③ 受注者が作成した図面で重要なものの承諾
- 2 ④ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認で重要なものの実施
- 2 ⑤ 工事材料の試験又は検査の重要なものの実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む)
- 2 ⑥ 設計図書の重要なものの変更(特に重要なものを除く)
- 2 ⑦ 適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における総括監督員への報告
- 2 ⑧ 関連工事の重要なものの調整 (特に重要なものを除く)
- 2 ⑨ 一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告
- 2 ⑩ 監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌理

第3監督員

- 3 ① 受注者に対する指示、承諾又は協議の処理(重要なものを除く)
- 3 ② 工事実施のための詳細図等の作成
- 3 ③ 工事実施のための詳細図の交付(重要なものを除く)
- 3 ④ 受注者が作成した図面の承諾(重要なものを除く)
- 3 ⑤ 契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認の実施(重要なものを除く)
- 3 ⑥ 工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含み、重要なものを除く)
- 3 ⑦ 設計図書の変更 (重要なものを除く)
- 3 ⑧設計図書の変更の必要があると認める場合における主任監督員への報告
- 3 ⑨ 変更請負契約に係る設計図書の作成及び契約額の積算
- 3 ⑩ 適正な工事の施工を確保する上で必要と認める場合における主任監督員への報告
- 3 ① 関連工事の調整 (重要なものを除く)
- 3 ② 一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告
- 3 ① 一般監督業務の掌理

別表2 監督職員(測量及び設計業務)の主たる職務内容(決裁区分)

第 1 総括監督員

- 1 ① 受注者に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- 1 ② 関連業務との重要なものの調整
- 1 ③ 設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における上司への報告
- 1 ④ 主任監督員、監督員の指揮監督並びに一般監督業務の総括掌理

第 2 主任監督員

- 2 ① 受注者に対する指示、承諾又は協議の処理(重要なものおよび軽易なものを除く)
- 2 ② 業務の進捗状況の確認、立会、段階確認で重要なものの実施
- 2 ③ 設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理
- 2 ④ 関連業務との調整 (重要なものを除く)
- 2 ⑤ 設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告
- 2 ⑥ 監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌理

第3監督員

- 3 ① 受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- 3 ② 業務の進捗状況の確認、立会、段階確認の実施(重要なものを除く)
- 3 ③ 設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査(重要なものを除く)
- 3 ④ 設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告
- 3 ⑤ 一般監督業務の掌理